

水俣学通信

第 63 号
2021.2.1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



天草市御所浦町牧島の天満宮（写真：水俣学研究センター）

目 次

追悼 赤木洋勝さん： 「『天才の直感』と『職人技』と」…… 2 東島 大	「御所浦調査報告 物言わぬ墓石と対面 天然痘鎮護の石碑も」…… 5 高峰 武
論説： 「後出しジャンケンする権力 行政不服 における訴訟患者への熊本県の姿勢」 …… 3 井上ゆかり	「第17期公開講座報告『コロナ禍との闘 い ウイルスとの共生 ―アフターコロナ の生き方、社会のあり様を見据えて』」 …… 6 宮北隆志
報告： 「胎児性世代の水俣病訴訟は道半ば」 …… 4 花田昌宣	「『協働』と水俣市円卓会議の12年」 …… 7 藤本延啓
	水俣学研究センター日録…… 8

《追悼・赤木洋勝さん》

「天才の直感」と「職人技」と

メチル水銀の実物を見たことがあるという人は、実はそう多くはないのではないかと。つい銀色に鈍く輝くどろりとした液体金属を想像してしまうが、抽出されたメチル水銀はほぼ無色で、結晶化したものは白い粉だ。金属の特徴を脱ぎ捨て、基質を変化させ、生体に取り込まれやすくなったターゲットを特定し、再び抽出してその姿を暴くという作業は未知の悪と戦う名探偵そのものだ。

昨年8月、その名探偵が逝った。

赤木洋勝さんは1942年に満州で生まれ、まもなく金山で知られる鹿児島県枕崎市に家族とともに引き上げた。水俣病が公害認定された1968年に厚生省に入省し、安定している筈の硫化水銀がメチル化するという論文^(※1)で博士号を取る。「水俣病を経験した人間としてはどうしたって伝えて発信していかないといけないという思いはずっとあります」と後に語る^(※2)ように、常に頭の中には水俣病とメチル水銀があった。拠点を国立水俣病総合研究センターに移していわゆる赤木法の開発に着手し、80年代終盤にほぼ完成させた。この赤木法は、従来のG・Westöoが開発した直接抽出法に比べて簡便な上に精度が高いためすぐに国際標準となり、国内でも2004年に環境省が標準的な分析法に採用した。

しかし、水俣病の場合に公的に使用される分析方法としては、「昭和四十六年環境庁告示第五九号付票」と「昭和四十八年七月二三日厚生省環境衛生局長通知」によって、現在もWestöoの分析法が公定法として定められている。この公定法では、メチル水銀の抽出時に強固なエマルジョン（油脂と結びつきコロイド状に変化したもの）が形成されやすく、その後の分析が難しくなるとされるほか、1回の分析で比較的大量の試料を使用するため、クロスチェックや再現実験が出来にくいなどの批判が多い。

一方で赤木法は、「ジチゾン抽出—ガスクロマトグラフECDによる定量」とも呼ばれ、水銀などの重金属と反応して水に溶けにくい着色された沈殿を作るといったジチゾンの性質を利用したもの。さらに抽出後は、ほぼ同じ操作で試験溶液を作ることが可能で分析しやすいというメリットもある。

また、赤木さんが水俣病研究会で行った講義によれば^(※3)、Westöoの分析法ではWestöo自身が「補正をかけるよう」指示しているにもかかわらず、水俣病の公定法では補正の指示が入っていない。そのため測定値が低く出る傾向があるという。

熊本県民テレビ 東 島 大
(水俣学研究センター客員研究員)

赤木法を確立した後も、赤木さんは世界中から研究者を受け入れて分析法の習熟研修を行う一方で、赤木法に磨きをかけ続けた。そのひとつの到達点が2016年に公開された手法で、これは第二の



2006年10月12日 水俣学講義で講師を務める赤木先生（写真：水俣学研究センター）

赤木法と言っているほどの革新的な分析法だった。

改良にあたっての赤木さんの狙いは、途上国や予算の少ない政府・団体でも簡便にメチル水銀を抽出・分析できるようにすることで、実際この時の研究は世界第二の水銀鉱山を抱えるスロベニア政府との共同研究だった。前述のように赤木法ではガスクロマトグラフECDを使用するため、放射線取扱主任者の資格取得や設置場所の管理・制限があるうえガスクロ自体が高価な装置であり、途上国や小規模な環境団体では利用が難しかったのだ。

その結果赤木さんが生み出したのは、試験管の中だけで抽出・分析を完了するという驚異的なまでにコストダウンを実現した手法だった。筆者もこの手法を目の前で見せて貰ったが、非常にシンプルな理論で素人目にもわかりやすかった。

一方で、こうした赤木法については、「職人的な分析技術が必要で研修が不可欠」という指摘もある。これについて赤木さんは前述の水俣病研究会の講義の中でこのように述べている。

「(ppm程度の分析なら)そんなに慎重にならなくていいんですよ。でもppbくらいのレベルになると(技術がないと)誰も測れなくなっちゃう。公定法でもプロフェッショナルにやろうとすると、それなりに訓練が必要です。自分に厳しいかどうかですよ。厳しくないから『公定法でやっているから大丈夫』みたいな言い方になっちゃうんです」

この言葉にこそ、赤木さんの分析への姿勢が端的に表れている。

※1 「水圏における水銀化合物の光化学的変換」(1976 岐阜薬科大学)

※2 NHK熊本「教えて！水俣病」(2016)

※3 水俣病研究会(2019.4.17 熊本大学(非公表))

《論説》

後出しジャンケンする権力 行政不服における訴訟患者への熊本県の姿勢

水俣学研究センター研究員 井上 ゆかり

ここでは、熊本県水俣市茂道という漁村に生まれ育った佐藤英樹さんの行政不服審査請求を通して熊本県が水俣病に向き合う姿勢を紹介したい。

佐藤英樹さんについて

水俣市茂道で、父と祖父が打たせ網、刺し網、かし網漁を操業する家に1954年に生まれる。父は1960年にチッソに勤務した(「契約書」水俣病研究会編『水俣病事件資料集』下巻、1996年、1106頁)が、予定されていた賃金の半額しか支払われなかったため家族8人を養うには厳しく、父は昼勤(8~16時)の後その日食べる分の魚を目の前の海で獲り、おかずは魚の食生活だった。

父は1973年、母は1971年、祖母は1986年に水俣病と認定されている。祖父は1959年4月に酷いけいれん発作のあと急死し水俣病とは認定されていない。

行政不服審査請求までのながれ

両親が認定申請したことすら知らず、認定後も両親や祖母のひどい症状のみが水俣病であると思ひ、水俣病は自分とは関係がないと感じていた。しかし、父が体調の悪さを心配し申請を勧めたことで、1995年に水俣病総合対策医療事業に申請したが非該当となる。同年、公健法上の認定申請を行ったが翌年棄却される。1999年に2回目の認定申請を行ったものの、知人から「いつまでそやんことしよっと」と批判されたのを契機に2001年に申請を取り下げた。

2004年関西訴訟最高裁判決で国や県の責任が明らかになったことで、2005年に3回目となる認定申請を行った。2015年11月に棄却となり、同年12月に熊本県へ異議申立を行い、県から異議申立を棄却する決定書が届いたのは2017年3月であった。異議申立に続き、環境省の中に設置された公害健康被害補償不服審査会(以下、審査庁)に対して審査請求を行い、審査庁から口頭審理の通知がきたのは2019年8月で、同年10月に口頭審理が熊本市内で開催された。

佐藤さんは2007年に国・熊本県・チッソを相手取り損害賠償請求訴訟を提訴(以下、損賠訴訟)。2014年熊本地裁判決で水俣病と司法で認められたが、2020年福岡高裁で敗訴し上告の提起および上告受理の申立てを行った。あわせて2015年に熊本県を相手取り認定義務づけ訴訟を熊本地裁に提訴している。

水銀暴露に関する熊本県の主張

ここでは紙面の関係で熊本県の佐藤さんの水銀暴露に対する主張のみを整理してみたい。

2015年11月30日の熊本県からの棄却通知には、「有機水銀に対する相当程度のばく露があったと認められました」と記載されていた。

しかし、熊本県が審査庁宛に提出した2017年3月14日の弁明書には、「胎児期においては水俣病を発症するほどのばく露があったとは認められない」が出生後の暴露状況を踏まえて、「出生後、メチル水銀に対する相当程度のばく露があったと認められる」と棄却通知とは異なる主張をはじめている。

さらに、口頭審理の場ではじめて目にするようになった2019年10月3日付の弁明書(2)において、熊本県は「胎児期、乳幼児期及びそれ以降においても水俣病を発症し得る程度の濃厚なメチル水銀のばく露は認められない。」と原処分(2015年11月棄却通知)と全く異なる主張を展開した。県はこの理由として、認定義務付け訴訟における資料等を踏まえて、改めて佐藤さんの魚介類の入手及び摂取状況を検討したことをあげている。しかし、そもそも認定義務付け訴訟における資料は、原処分の認定審査では使われていない。

弁明書(2)に対する審査庁の見解

2019年10月の口頭審理において審査庁は熊本県に対し、「ここでの審査は原処分の適法性、あるいは著しく不当かどうか、それを審査しているんです。(略)今なぜあえてこういう新たな主張を追加されるのか。逆にいうと、意地悪な言い方をすると、こういう判断がないと水俣病と認定せざるを得ない、そういう状況なんですか。」と数回にわたり質問している(審査庁「口頭審理速記録」)。これに対し熊本県は「現時点における処分庁の考えとして弁明したもの」と回答している。

後出しジャンケンする権力

権力を持つ側が主張をコロコロ変えることは、民法1条2項の信義則に反するものであり、主張そのものが道理に合わないばかりか、いたずらに審査に混乱をもたらす長引かせる事態を招いている。まさに棄却処分を正当化するための後出しジャンケンとしか言いようがなく、先に述べた認定義務付け訴訟のゆくえをみるために先延ばししたい熊本県の意図を肌で感じるものであった。

自分の病が何であるか知ること、ただそれだけのために14年の歳月を要している。他の公害認定ではありえないことが公然と行われることに怒り、そして審査庁が出す裁決を注視しなければならない。

《報告》

胎児性世代の水俣病訴訟は道半ば

水俣学研究センター長 花田 昌 宣
(熊本学園大学社会福祉学部)

本年2021年は、水俣病の発生が公式に確認された1956年から数えて65年。水俣病をめぐる裁判については水俣病被害者互助会の国家賠償請求訴訟と認定義務付け行政訴訟、水俣病特措法で救済されなかった者を中心としたノーモア・ミナマタ第二次訴訟が進められている。被害者互助会の国家賠償請求訴訟は、昨年春福岡高裁で原告患者たちにとって不当な判決が下され、現在、上告受理を申し立てしているところである。新型コロナウイルス感染拡大に伴い訴訟進行も遅延しているが、ノーモア・ミナマタ第二次訴訟は証人尋問に入った。被害者互助会の認定義務付け行政訴訟も証人尋問に入った。

近年の司法制度改革では司法のあるべき姿として「国民にとって身近でわかりやすい司法」「国民にとって頼もしく、公正で力強い司法」「国民にとって利用しやすく、速い司法」というものが掲げられている。

ところが実際に水俣病に関する訴訟をみているととてもとてもそうは言えないことがわかる。決して「身近でもわかりやすく」もない主張が国の側から繰り返されている。それが法律の条文解釈などであれば仕方ないところもあろうが、事実認定や事実の解釈においてわかりにくい主張をする。「公正で力強い」とかという、欺瞞的な言辞を弄しながら原告の患者たちを水俣病を否定するのが公正なのかと言いたくなる。さらに「利用しやすく、速い」とかという、どう見ても利用しづらく、国賠訴訟が提訴以来13年を経ていることを鑑みれば決して迅速とはいえない。

さて、昨年2020年11月11日、被害者互助会の認定義務付け訴訟の証人尋問が熊本地方裁判所で行われた。証言台に立ったのは、山下善寛さんと私だった。

午前中の私に対する尋問についていえば、原告代理人の山口弁護士からは、法律に基づく水俣病認定検診について聞かれ、認定申請者が急増していた1974年ごろ、行政が問題処理のために、九州一円の若手医師らを動員して行った集中検診がいかにひどいものであったか、それが不信感を生み出し、正当な検診・審査ができなくなっているのではないかと質問があり証言した。

被告国側からは、水俣学研究センターが実施した

「水俣病公式確認60年アンケート調査報告書」について国の代理人の藤原氏（訟務検事）から、しつこく聞かれた。この人は社会調査について勉強はしているようだが、現実的に社会調査とはいかなるものであるかどうもわかっていないようで、報告書の曖昧な部分を突っついてきた。私たちは、曖昧な部分や矛盾する部分もあえて残したまま報告書を作成している。どうも曲解するのが好きなので「被害者団体に加入していれば、特措法などの対象地域になっていれば直ちに暴露が認められるのか」となどという質問が来たが、証言は議論の場ではないと思っているので怒りを抑えて淡々と答えた。

午後にはチッソの元工員で労働組合の委員長もしていた山下善寛さんが証言台に立った。山下さんについては昭和30年代（この裁判の原告たちが生まれた頃や幼少期）にどのような食生活をしてきたかが中心だった。被告側も原告側も尋ねたのは山下さんがチッソに入社した年のことだった。1956年なのだが、今から数えると60年近く前の話であり、裁判官にしても被告側の代理人にしても多分生まれる前の話で、想像しにくかったのだろうと思われる。

それにしてもおかしかったのは、国指定代理人の藤原氏の「(昭和30年代に) 魚屋や行商人は売っている魚がどこで取れたか表示して売っていたんでしょうか」という山下さんに対する質問。「水俣湾産かどうかわからないですね」と畳み掛けるように質問する。水俣近海で取れたか、はたまた太平洋から来たのかわからないと言わせたかったのではないかと思う。冷蔵設備もない時代、若い訟務検事は目の前の海で漁師たちがあげた魚を売っていたということが想像できなかったのか。あるいはわかっているうえで聞いたとすれば余りにあざとい。

12月21日には、元熊本大学神経内科教授で認定審査会の委員もしている内野誠医師と熊本県の前水俣病審査課長の三輪孝之氏の二人の証人尋問があったが、それについては機会を改める。なお次回は、2月15日、原告側証人として阪南中央病院の三浦医師の証言が予定されている。

《報告》

御所浦調査報告
物言わぬ墓石と対面 天然痘鎮護の石碑も熊本学園大学特命教授 高峰 武
(水俣学研究センター研究員)

「やはり、現地の風景の中で学ぶのが一番だ」。2020年10月31日から11月2日にかけて、水俣市と天草市御所浦町で行われた熊本学園大学大学院社会福祉学研究科の現地調査・研修に参加したが、そこで感じたのは冒頭に書いたことだった。

調査は同大学院修士課程の「社会調査方法論専門研究」と水俣学研究センターとの合同で行われたが、ここでは印象に残る二つのことについて報告したい。

水俣市の対岸にある御所浦島は長いこと水俣病とは無縁の島とされ、1956年の水俣病公式確認以降、水俣病事件に関連して島の名前が挙がることはなかった。深刻な汚染が指摘され始めるのは1970年前後からだ。熊本大学の第二次水俣病研究班が1973年の報告で被害の実態を指摘、以降、若手の研究者や学生たちが自主的に検診を行い島の汚染を明らかにしたのだった。

しかし、実はそれ以前にも汚染を示すデータはあった。熊本県衛生研究所が1960年から62年にかけて行った不知火海沿岸の毛髪水銀調査で、御所浦の女性から平均920ppmを検出していたのである。この女性の最高値は1,855ppm。一応の危険値とされる50ppmに比べ、何という高さだろうか。

女性の墓が御所浦・牧島の椈の木にあることは分かっていた。熊本日日新聞社の「報道写真集 水俣病50年」のコピーを持参した。1971年に撮影した写真である。地元の区長さんの案内で墓地まで足を運ぶ。写真集のような墓はない。建て替えられたり、壊れたままだったり。くだんの写真をじっと見ていた区長さんが言った。「あの山が倉岳だから、この方角で見れば…」そして墓はあったのだった。きれいに建て替えられていた。そこには確かにその女性の名前が刻まれ、昭和42年7月、

69歳で亡くなったことが分かった。女性はどんな生活をしてきたのか。区長さんの案内で椈の木地区を回った。女性の家もあったが、一家で引っ越し空き家になっていた。

この女性の場合、毛髪水銀値という確かなデータはあったのだ。しかし、それは生かされなかった。初期

御所浦町牧島椈の木の墓地
(写真：水俣学研究センター)

のころの研究班にいた医師に聞いたことがある。「なぜ、御所浦まで行かなかったのか」。答えは「水俣は遠かった。そして御所浦はもっと遠かった」であった。水俣病の歴史は放置の歴史でもある。被害の実態はどうなのか。まだまだやるべきことは多い。

2020年という年はコロナ禍が大きく刻まれる年になった。それは今も続いている。

同町嵐口の脇島榮志さん、自治会長・鶴岡耕三郎さんの案内で調査したもう一つのテーマは御所浦の石碑

である。牧島の田の頭地区にあった「痘疹鎮護」と刻まれた石碑。高さ約60センチで、天保11(1840)年の建立とある。前面に石の扉があり、開けると「鹿大明神」と刻まれていた。

御所浦町牧島の天満宮の石碑
(写真：水俣学研究センター)

天草では江戸時代に何度も天然痘が流行したとの記録があるが、橋がなかった時代にも感染が広がっていたようだ。

「鹿大明神」とは何か。これについては「玉名歴史研究会」が発行する「歴史玉名」(第93・94合併号、令和2年)で前川清一氏が「研究ノート 疫病と石造物」として解説している。

前川氏は、天草市栖本町の河内神社の境内にある「鹿大明神」の石祠を調査。銘文を意識すれば、「里にも少しづつ痘を患った人が現れ七六人となり、斃れた人は一七人となった。この祠は疱瘡の害毒を黜るために、仰ぎ祈り…」と書かれているという。そのほか、天草市本町福岡や上天草市龍ヶ岳町にも同様のものがあるとする。

天然痘がなぜ「鹿大明神」なのか。前川氏は「鹿」の文字の使用は、疱瘡の病状が鹿の体の文様に似ているからで、また「鹿」の文字の音をあてて「志賀」の文字も多くみられるとする。物言わぬ石碑だが、込められていたのは病を恐れ、克服を祈る住民の切なる願いである。それはいつの時代も変わらないものでもある。

水俣病から疫病まで、現代から近世まで、島には島の人々の時間が堆積している。

《報告》

第17期公開講座報告「コロナ禍との闘い ウイルスとの共生 —アフターコロナの生き方、社会のあり様を見据えて」

水俣学現地研究センター長 宮北隆志
(熊本学園大学社会福祉学部)

一昨年末、中国湖北省・武漢市に端を発したと言われる新型コロナウイルス(SARS-Cov-2)による感染症(COVID-19)は、この一年で世界中に蔓延し(191国・地域、確認された感染者91,383,544人、死者1,958,894人:1月13日現在)、終息への道筋は見えてこない。「いのち」への大きな脅威であると同時に、日々の暮らし、地域の雇用や経済全体を揺さぶり、とりわけ社会的に脆弱な地域・階層・人々への大きな災禍となっている。今回の公開講座では、「感染症」と向き合ってきた長い歴史の中で、「いま何が起きているのか」「何を学ぶことができるのか」「今を生きる私たちに、また社会に突きつけられているものは何か」について、共に学び、考え、議論した。

初回は、筆者が「未知の“感染症”にどう向き合っていくのか—ワンヘルス*の視点から」としてまず、公共スペースでのマスク着用(ユニバーサルマスク)と手洗い・消毒、「3密(密閉・密集・密接)」の回避は、感染予防の基本ではあるが、このことが「新たな日常」に置き換えられてしまうと、今向き合っている災禍の本質を見失い、人間中心の生き方と社会を変革するチャンスを逃してしまうこと。「3つの生(生命・生活・人生)」を豊かなものとするためには、物理的な距離を保ちつつ(ソーシャルディスタンスシグ)、人と人とのつながりを密にして、創造的な生き方を志向することが求められていること。また、地域固有の風土や歴史、文化に規定される地域のレジリエンス(しなやかな強さ)を高める上では、地球生態系の中で活かされている生き物の種の一つとして人間を捉え、生き物の健康や環境の健全さを同時に実現する「ワンヘルス」という新たな考え方に基づいた取り組みが重要となることを提起した。

第2回は、国際医療福祉大学医学部の和田耕治教授が「新型コロナウイルス対策—これまでとこれから」と題し、オンラインで講演。和田氏は、クルーズ船ダイヤモンドプリンセス号での感染対策に関わった経験を紹介。新型コロナウイルスの正体がよく見えない中で、乗客・乗員・医療従事者の感染拡大防止と、14日間の隔離期間中に全員診療し下船させるという困難な責務を果たしたこと、また、注目が集まるワクチンと治療薬の開発については、その効能と安全性を確認することは容易ではなく、「ウイズコロナ」の生活は3~5年は続くと考えられると話された。

第3回は、本学社会福祉学部の花田昌宣教授が「感染症の洋の東西—コロナ自粛の経済学」として講演。感染拡大防止を目的としたロックダウン(外出・移動・営業の制限)により、世界各国で4~6月期の国内総生産(GDP)が前期と比べて大きく低下したが、欧州では雇用維持のため、国から事業者到手厚い補償がされている事例があること、ただ、一方では、財政支出の増大に伴う公的債務の膨れ上がりが、今後の脱成長の

経済にどう影響していくかについては慎重に見極めていく必要があること、また、「人間の活動が地球生態系に大きな影響を及ぼすようになった新時代を「完新世界」(地質学上の現代の呼び方)に変わる「人新世(アントロポセン)」という新たな考え方について紹介した。

第4回は、たかの呼吸器内科クリニック(八代市)の高野義久院長と筆者が講演。高野氏は開業医の立場からコロナ感染症の予防と対策について紹介。重症化因子として、年齢(65才以上)、呼吸器疾患、糖尿病、高血圧、心臓疾患、肥満、喫煙歴などを上げ、自分でコントロール可能な因子(血圧や体重、喫煙など)については、なるべくリスクを下げるよう心がけていくことが大事であること。感染経路に関しては飛沫・接触・空気感染など多様であり、マスク着用だけでなく、様々な対策を組み合わせなければいけないとした(鼻や口だけではなく目も守る)。

筆者からは、1994年に保健所法が地域保健法に改正され、地域の保健サービスが感染症対策・難病・精神保健などを除いて市町村に移管され、各県の保健所数がほぼ半減したこと、同時に行財政改革で人員や予算も削減されたことのツケが顕在化していることを紹介。また、自治会や地域包括支援センターなどを中心に開催されてきた活動が停止を余儀なくされ、孤立する高齢者や一人親世帯を支える保健師や栄養士など専門職の顔が見える地域保健活動であって欲しいと話した。

第5回は、「新型コロナウイルス感染症と日々の暮らし」をテーマに、地元で、保育や介護、地域活動、薬局経営に関わる4人が、感染対策とつながりのある暮らしを模索する中で感じていることを報告。民生委員の永野隆文氏は、「私たちは地域の人と会い相談事を聞いてなんぼ。そういう活動が上手く出来ず、地域活動の生命線が失われている」、はつのお・あそびの森こども園長の田中健太郎氏は「保育の現場は3密そのものだが、触れ合って学び合いながら、子どもらしく過ごせる環境をどう確保するのか?」、みつば調剤薬局を運営する永里寿敏氏は「現状をしっかり把握した上で行動しないと、無用な恐怖やいがみ合いなどに繋がる。自分で調べ、考え、判断しないといけない」、介護支援専門員の近澤寿子氏は、「感染者を出してはいけないというプレッシャーを感じるが、ウイズコロナの時代でも、人として満たされた生活を極力対面で支えていくのが介護の仕事」など、自らの言葉でそれぞれの抱える葛藤を参加者全員に語りかけたことで、会場内に共感の輪が広がり、今回の連続講座の締めくくりとして、また同時にこれからの議論と協働の取り組みの出発点としても意義深い、最終回の講座となった。

*動物とヒト及びそれを取り巻く環境(生態系)は、相互につながっていると包括的に捉え、皆が「ひとつの健康」の概念を共有して問題解決に当たるべきという考え方

《報告》

「協働」と水俣市円卓会議の12年

熊本学園大学社会福祉学部 藤本 延 啓
(水俣学研究センター研究員)

本稿の趣旨

水俣学研究センターでは、「水俣市円卓会議」(以下「円卓会議」)に対して12年間にわたる参与観察を続けている。本稿では、市民参加や地方自治にかかわる場面でよく用いられる「協働」について、水俣市の「協働参画の場」(水俣市2001)とされた「円卓会議」を事例として扱いながら考察していくことを目的とする。なお本稿は、筆者が2020年9月17日に行った、第31回廃棄物資源循環学会研究発表会における報告を再構成したものである。

「協働」はどのように扱われてきたか

「協働」は、その使用頻度が高い一方で、指し示す意味合いは曖昧である。大久保(2004)は文書上での表現(規定)と実際の考え方(概念)のズレについて指摘し、小田切(2018)は「協働」へのアプローチが多様であることを挙げている。また関谷(2011)は「市民が自立的に活動する領域と行政が単独で取り組む領域の『あいだ』において、双方が連携・協力するといった意味で一般的に理解されている。それは、従来の固定的な公私区分に基づく行政主導に代わって、民間・市民と行政との関係をとらえ直し、公と私とを媒介させようとする手法として注目されている」と、市民参加の現場における状況を整理している。「円卓会議」12年の歴史においても、「協働」はそのような曖昧な了解の下に扱われてきたように思えるし、その実質的な意味合いも、常に変化してきていたように思える。

水俣市円卓会議の12年における「協働」

「円卓会議」は、2008年に水俣市の廃棄物政策を議論テーマとする「ゼロ・ウェイスト円卓会議」(以下、ZW円卓会議)として発足したのが、そのはじまりである。水俣学研究センター研究員が事務局となり、水俣市職員・事業者・水俣市民等の有志による自主的な勉強会・政策検討会であった(第1期)。その後、2009年に水俣市が「環境モデル都市」に選定されると、「円卓会議」は、環境モデル都市の行動計画を議論する場へ、つまりは水俣市が運営主体となる形へとシフトする(第2期)。さらに2011年になって、水俣病対策事業としての「みなまた環境まちづくり研究会」報告書のプロジェクト(以下「まち研プロジェクト」)を実施するしくみへと移行すると、ZW円卓会議はテーマが維持されたものの、他のテーマの円卓会議はテーマ変更・再編成を受け、環境省主導の事業となっていった(第

3期)。この事業は2014年までには終了となり、「円卓会議」は水俣市主導の体制に戻ったものの、ZW円卓会議以外の円卓会議は徐々に活動が停滞し、休止状態となっている(第4期)。

このように12年の歴史を見ていくと、「協働参画の場」としてのあり方において、ZW円卓会議とその他の円卓会議を分けて考える必要があることに気づく。第3期におけるZW以外の円卓会議では、それまでの活動・議論が中断された上で、議事進行にコンサルタント会社や環境省職員が関与しつつ、「まち研プロジェクト」に沿った活動が行われた。これは先の関谷(2011)に依れば「従来の固定的な公私区分に基づく行政主導」の活動形態への後退であり、「協働参画の場」と銘打つ活動が停滞していったのは、むしろ必然であったのかもしれない。しかし、それは「円卓会議」に参加した市民や水俣市職員個人々の努力や資質に問題があったというよりは、「場の設定」にこそ問題があった。つまりは「構造的な問題」であったということである。

いかに「協働をとらえ、用いるか

小田切(2018)が「すべてを“協働”という概念に内包しようとするならば、結局のところ、協働に関する統一された定義は存在しない」と述べているように、実際に存在する様々な状況をひとつの「協働」という言葉に代表させようとするから、大久保(2004)の言う「ズレ」が生じるのであって、「協働」に統一された定義はむしろ求めるべきではない。「協働」に「期待概念」ではなく「分析概念」としての機能を求めるならば、そのたびごとに状況や対象を限った定義を与えながら用いていく必要があるだろう。「円卓会議」に対するそのような限定的・積極的定義を用いての分析は、今後さらに丁寧な調査を続けながらの研究課題としたい。

《文献》

- 水俣市, 2001, 「水俣市環境モデル都市円卓会議設置要綱」。
大久保規子, 2004, 「市民参加・協働条例の現状と課題」公共政策研究 4:24-37。
小田切康彦, 2018, 「協働論の研究動向と課題—行政学を中心とした学際的視点から」社会科学研究 (32):97-124。
関谷昇, 2011, 「自治体における市民参加の動向と行方—『共有』としての作為へ向けて—」『千葉大学法学論集』26-1・2, 125-191。

水俣学研究センター日録

10月

- 1日 水俣学講義2回目：嘉田由紀子先生（大学）
 5日 水俣病事件資料集編纂委員会：花田・井上・高峰・矢野・東島・山本・隅川（大学・オンライン）
 6日 公開講座2回目：和田耕治先生（水俣）
 6、13、18、23日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：井上・田尻・下地・花田・田尻・山下・谷・伊東（水俣・ZOOM）
 8日 水俣学講義3回目：杉本 肇氏（大学）
 11日 差別禁止法研究会：田尻（オンライン）
 19日 タイ・メイファールン大学との研究交流協定
 12日 井上科研研究会：井上・花田・宮北・中地・東・矢野・藤本・田尻（大学）
 13日 健康・医療・福祉相談：下地（水俣）
 公開講座3回目：花田（水俣）
 14日 教育実習巡回水俣二中：中地（水俣）
 水俣市いきいき健康課・熊本県水俣保健所打合せ：宮北（水俣）
 15日 水俣学講義4回目：田尻（大学）
 17・24日 FWI事前研究会：宮北・花田・中地・井上・田尻（大学）
 17～18日 デジタルアーカイブ学会「環境教育実践に利用する水俣学アーカイブの構築」：井上（ZOOM）
 マラソントーク水俣：花田・田尻・永野・山下（水俣）
 18日 全国労働安全衛生センター総会：中地（オンライン）
 20日 廃棄物研究委員会：中地（オンライン）
 公開講座4回目：高野義久先生（水俣）
 22日 水俣学講義5回目：アイリーン・美緒子・スミス氏（大学）
 24日 せっけん運動全国ネットワーク総会記念講演：中地（オンライン）
 27日 公害健康被害補償不服審査会口頭審理：花田・下地・井上・田尻・山下・谷・伊東・斎藤（熊本）
 公開講座5回目：水俣市の方々（水俣）
 28日 本郷処分場弁護団会議：中地（広島）
 29日 水俣学講義6回目：緒方俊一郎氏（大学）
 31日 風力発電問題講演：宮北（水俣）
 日本社会学会：藤本（オンライン）
 31日～11月2日 FWI・水俣・御所浦調査：花田・中地・高峰・井上・田尻・矢野・宮北（水俣・御所浦）

11月

- 4日 健康・医療・福祉相談：下地（水俣）
 5日 水俣学講義7回目：藤原寿和氏（大学）
 6日 若かった患者の会：田尻（水俣）
 8日 豊島弁護団会議：中地（岡山）
 8、11、28日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田・井上・田尻・平郡・谷・山下・伊東（熊本・ZOOM）

- 本・ZOOM）
 10日 労働資料協総会：井上（ZOOM）
 11日 水俣病被害者互助会認定義務付訴訟証人尋問：花田・山下（熊本）
 12日 水俣学講義8回目：福元満治氏（大学）
 13～14日 共同利用・共同研究拠点文科省事前相談：花田・井上・吉田（東京）
 14日 福祉環境論特講水俣研修：中地・矢野（水俣）
 16日 第44回チッソ労働運動史研究会：花田・磯貝・福原・鈴木・石井・富田（ZOOM）
 18～19日 福岡女子大研修受け入れ：田尻（水俣）中地（大学）
 19日 水俣学講義9回目：米本浩二氏（大学）
 20日 共同利用・共同研究拠点申請書提出
 21日 エコネットみなまた理事会：花田・田尻・永野・山下（水俣）
 26日 水俣学講義10回目：西 貴晴氏（大学）
 28日 日本環境会議総会：中地（オンライン）
 エコネットみなまた総会：花田・田尻・山下・永野（水俣）

12月

- 3日 水俣学講義11回目：朝治 武氏（大学）
 5日 環境ホルモン学会シンポジウム：中地（オンライン）
 7・16日 風力発電所問題を考える会：宮北（水俣）
 8日 関西労働者安全センター運営委員会：中地（オンライン）
 8、13、21日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田・井上・下地・田尻・谷・伊東・山下・平郡（水俣・ZOOM・熊本）
 9日 ダイオキシン国民会議国際セミナー：中地（オンライン）
 10日 水俣学講義12回目：井上（大学）
 12日 福祉環境論特講水俣研修：中地・矢野（水俣）
 14日 水俣病事件資料集編纂委員会：花田・井上・高峰・山本・東島・隅川（大学・オンライン）
 15日 西原村立西原中学校講話「ごみから考えるわたしたちの暮らしと幸せ」：藤本（西原村）
 15～16日 資料調査・エコネットみなまた：花田（水俣）
 17日 水俣学講義13回目：中地（大学）
 現地研究センター新型コロナ対策非接触検温器設置
 23日 公害健康被害補償不服審査会口頭審理：花田・井上・田尻・山下・伊東・谷（熊本）
 その他：熊本地震関連講演や研修・視察の受け入れ、環境問題・部落問題に関する研究会・研修会などへの協力も行った。

編集後記

ニュースや天気予報で「不要不急」という言葉をよく耳にする。いのちを守ることは大切だが、政府から言われると気持ちが悪い。
 (M・T)

水俣学通信

第63号 2021.2.1

編集／熊本学園大学水俣学研究センター 発行人／花田 昌宣
 連絡先／〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター
 Tel：096-364-8913(ダイヤルイン) Fax：096-364-5320
 http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/ E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp
 印刷／ホープ印刷株式会社